



Your Partner in Retail Solutions

# 第44回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4  
エイジス本社「大ホール」
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

## 目次

第44回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	7
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

### 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使期限：2021年6月28日（月曜日）午後6時到着分まで

**第44回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時までにご到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2021年6月29日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4 エイジス本社【大ホール】 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件</p>
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人または監査役が監査をした書類の一部であります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>連結計算書類の連結注記表</li> <li>計算書類の個別注記表</li> </ol>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社のインターネットウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.ajis.jp>

### 【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止対策に最大限ご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当日は会場入口付近で行う検温により発熱があると認められる株主様、咳等の症状があり体調がすぐれない株主様につきましては、会場への入場をお控えいただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時  
2021年6月29日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
（下記の行使期限までに到着するように返送ください。）



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後6時到着分まで

### 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社エイジス 御中		<table border="1"> <tr> <td>議案</td> <td>原案に対する賛否</td> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>		議案	原案に対する賛否	第1号	賛 否	第2号	賛 否	右欄日欄左のご所有株式数 株 議 決 権 の 数 株 議決権の数に1単位ごとに1票とります。 お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付にご提出ください。 2. 当日ご出席されない場合は、議決権行使用紙に賛否をご表示のうえ、お届日に送付ください。 3. 議決権行使書において、候補者の一部の名につく異なる賛否を複数ご記入の場合は、株主総会参加権の放棄を意味するものとさせていただきます。
議案	原案に対する賛否									
第1号	賛 否									
第2号	賛 否									
株主総会日 議決権の数 2021年6月29日 株 私以上記明書の定款株主総会（議決会または昇会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。 2021年6月○日		株主番号 _____ 株式会社エイジス								

→こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印  
反対の場合 → 否 に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印  
全員反対の場合 → 否 に○印  
一部候補者に → 賛 に○印をし、  
反対の場合 反対する候補者  
番号を下の空欄  
に記入

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を上回る増益を達成できたこと、ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>76円</b> (前期末配当より4円増配) 配当総額 <b>639,410,116円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

### <ご参考>

#### 配当方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置づけており、長期的に安定した収益力を保持すると同時に、企業体質強化のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら業績に裏付けられた適正な利益配分を持続させることを基本方針としております。

第2号議案

監査役2名選任の件

現任監査役鎌田陽一および監査役船橋茂紀の両氏は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 (重要な兼職の状況)	
1	にし おか ひろ ゆき 西岡博之	財務経理部長	新任
2	の ま より こ 野間自子	三宅坂総合法律事務所パートナー	新任 社外 独立

**新任** 新任監査役候補者

**社外** 社外監査役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

にしおか ひろゆき  
西岡 博之

(1961年11月25日生)

所有する当社株式の数…………… 10,600株

新任

**【略歴、当社における地位】**

1988年 8 月 当社入社

2005年 4 月 当社財務経理部長（現任）

**【重要な兼職の状況】**

なし

**監査役候補者とした理由**

同氏は入社以来、主に当社の管理部門の業務に携わっております。また、2005年4月以来長年に亘り当社の財務経理部長としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の監査を適切に行っていただけると期待し、新任の監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

の ま より こ  
野間 自子 (1959年5月27日生)

所有する当社株式の数……………

新任

社外

独立

**【略歴、当社における地位】**

1986年 4月	弁護士登録 早川総合法律事務所入所	2007年 4月	日本知的財産仲裁センター 事業に関する委員会委員 (現任)
1992年11月	さくら共同法律事務所入所	2008年 4月	日本知的財産センター 運営委員 (現任)
1995年 1月	大島総合法律事務所入所		
1999年 2月	三宅坂総合法律事務所パートナー (現任)		

**【重要な兼職の状況】**

三宅坂総合法律事務所パートナー

**社外監査役候補者とした理由**

同氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると期待し、新任の社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると認識しております。

**独立性に関する事項**

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定です。

**責任限定契約に関する事項**

社外監査役としての選任であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(注) 1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.野間自子氏は社外監査役候補者であります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言や各自治体からの外出自粛要請等により経済活動の停滞や個人消費の減退、インバウンド需要の急減など、非常に厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後も、第2波、第3波と感染者が再び急増し、国内経済の下振れリスクなど、予断を許さない状況が続いております。また海外においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、長期的な景気の落ち込みが予想され、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましては、政府や各自治体からの外出自粛要請や行動制限により「巣ごもり消費」が拡大し、一部の企業では業績が好調に推移するなどの兆しが見られたものの、多くの企業において、雇用情勢の悪化や個人所得の減少による消費者の節約志向が一層進んだ事により、業績は厳しいものになりました。また、業態の垣根を越えた販売競争の激化やネット購買行動の伸長に伴う物流費上昇など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは「従業員とお客様の安心と安全確保を最優先とした上で、お客様の依頼に最大限対応する」ことを方針とし、手洗いと手指消毒の励行、マスクの着用、従業員の健康管理の徹底、使用機器の消毒実施、在宅勤務の推進など感染予防対策に取り組み、事業活動を行ってまいりました。

このような事業環境のなかで、当連結会計年度の業績は、売上高27,966百万円（前期比1.5%減少）、営業利益4,720百万円（前期比10.4%増加）、経常利益4,862百万円（前期比12.0%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益3,187百万円（前期比5.8%増加）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
27,966百万円	1.5%減 	4,862百万円	12.0%増 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
4,720百万円	10.4%増 	3,187百万円	5.8%増 

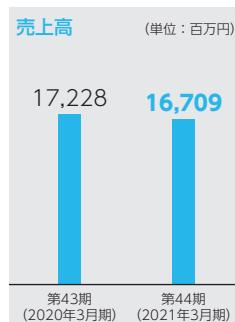
## ② セグメントの概況

## 国内棚卸サービス

売上高  
**16,709**百万円  
 (前期比3.0%減少)

棚卸サービスの新規獲得および店舗支援業務の受注増加など増収要因はあったものの、一部顧客における新型コロナウイルス感染症対策に伴う発注の中止等により減収となりました。利益面においては、棚卸日程の分散化提案等による繁閑格差の是正により棚卸経験者比率が向上したこと、併せて重点施策である棚卸作業の生産性（1時間あたりのカウント数量）向上取り組みの結果、カウント作業生産性が前期比6.4%伸長したことにより増益となりました。

売上高は16,709百万円（前期比3.0%減少）、セグメント利益は3,719百万円（前期比3.5%増加）となりました。

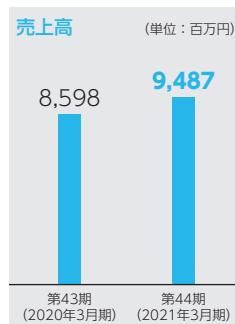


## リテイルサポートサービス

売上高  
**9,487**百万円  
 (前期比10.3%増加)

既存顧客の店舗改装業務の増加や「巣ごもり消費」の拡大による店舗商品補充業務の受注量増加等が増収要因となりました。第3四半期以降は概ね例年通りの受注状況となりましたが、一部顧客においては採用状況の好転等により店舗商品補充業務を内製化する動きが見られております。利益面では増収に伴う利益の増加、店舗商品補充業務および店舗改装業務の作業生産性向上取り組みの効果もあり、増益となりました。

売上高は9,487百万円（前期比10.3%増加）、セグメント利益は1,089百万円（前期比105.5%増加）となりました。



## 海外棚卸サービス

売上高  
**1,769**百万円  
 (前期比31.3%減少)

新型コロナウイルス感染症の拡大による都市封鎖や行動制限の影響を受け、当社グループ進出地域においても一定期間の事業停止を余儀なくされました。2020年5月以降は全拠点にて事業を再開しておりますが、一部顧客における棚卸サービスの中止や延期、発注店舗数の減少等の要因により減収となりました。また利益面においても売上の減少に伴い減益となりました。

売上高は1,769百万円（前期比31.3%減少）、セグメント損失は109百万円（前期は133百万円のセグメント利益計上）となりました。



## **(2) 設備投資等の状況**

当社グループでは、331百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しました。その主なものは、国内棚卸サービスにおいて棚卸業務機器関係に161百万円および基幹システム関係のソフトウェア関係等に59百万円であります。

## **(3) 資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

## **(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等**

該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、海外情勢の変化、収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響等により、先行きは極めて不透明な状態です。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に対して、従業員およびお客様の安心と安全を最優先に据え、十分な感染防止対策を講じるとともに、お客様のご要望に最大限対応することを基本方針として事業を継続してまいります。

このような環境下において、当社グループは、「顧客にとって価値の高いリテールサポートサービスを確立する」「2030年に向けた新たな成長事業を創出する」「成長事業に向けた投資を積極的に実行する」を方針として、事業の成長に向けた取り組みを進めてまいります。

国内棚卸サービスについては、「技術と仕組みによる高品質のサービス提供」「ダイバーシティ経営の実現」「デジタルトランスフォーメーションの取り組みの推進」を重点施策とし、顧客へのサービス価値向上に取り組んでまいります。生産性の面では、棚卸作業の効率化を目的とした次世代棚卸業務システム等の開発に加え、業務フローの再構築や一元化およびITテクノロジーを活用した社内業務効率化等の取り組みを推進してまいります。また小売業のデジタル化推進の一翼を担うべく、作業品質のさらなる改善を図るとともに、既存サービスの価値向上を実現するデジタルトランスフォーメーションの取り組みを通じて、顧客に貢献してまいります。

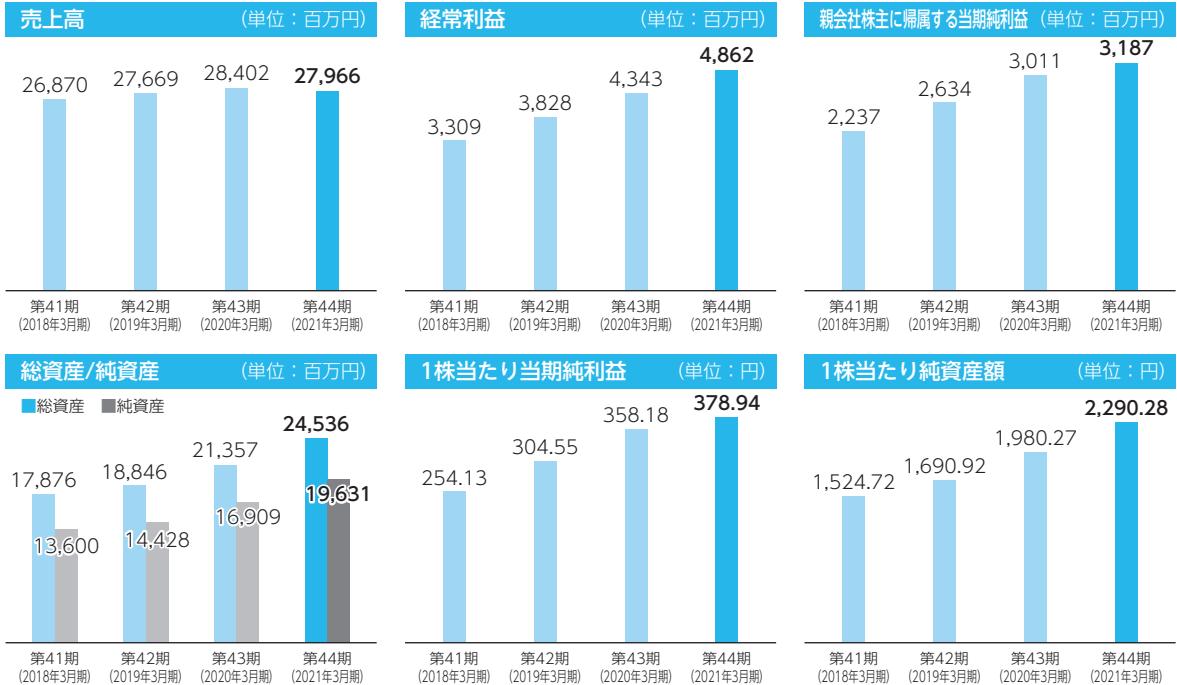
リテールサポートサービスについては、「店舗改装業務および商品補充業務のサービス価値向上と新規顧客の獲得」を重点施策とし、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化を背景とした店舗作業のアウトソーシングニーズの高まりを的確に捉え、小売店舗の売上拡大や生産性向上に寄与できる様々な提案・拡販を行ってまいります。

また、巡回型メンテナンスサービスや小型店舗向け支援サービスの展開など新たな分野へのサービスの提供を通じ、多様なニーズに応えてまいります。これらにより、チェーンストアおよびその周辺産業の発展に寄与してまいります。

海外棚卸サービスについては、独自のサービス開発により、海外顧客固有のアウトソーシングニーズを捉えた様々なサービス提案・拡販を行ってまいります。また国内棚卸サービスのテクノロジーの活用や従業員教育およびシステム投資により、サービス品質および生産性の向上に努めてまいります。これにより、海外におけるエイジスブランドを確立し、内資企業の顧客先を拡充することにより、売上・利益の拡大および収益体制の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産および損益の状況の推移



区 分	第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,870	27,669	28,402	27,966
経 常 利 益 (百万円)	3,309	3,828	4,343	4,862
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,237	2,634	3,011	3,187
1株当たり当期純利益 (円)	254.13	304.55	358.18	378.94
総 資 産 (百万円)	17,876	18,846	21,357	24,536
純 資 産 (百万円)	13,600	14,428	16,909	19,631
1株当たり純資産額 (円)	1,524.72	1,690.92	1,980.27	2,290.28

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	88.1%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	40.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	180,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	190,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) COMPANY LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
株式会社ロウプ	25,500千円	78.8%	広告企画
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス

(注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

国内、海外における「実地棚卸サービス」を主な事業としております。その他、「リテイルサポートサービス」事業を行っております。

### ① 実地棚卸サービス事業

#### イ. 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

#### ロ. 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

#### ハ. その他

主なサービスは「スキャンチェック」で、レジに登録された商品売価と売場の表示売価との不一致の実地調査や、売価の貼替などの売場メンテナンスまで行うサービスです。

### ② リテイルサポートサービス事業

主なサービスは、次のとおりであります。

#### イ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

#### ロ. マーチャンダイジングサービス

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

#### ハ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

#### ニ. リサーチサービス

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

#### ホ. 広告企画・制作および運営

店頭におけるプロモーションを企画・制作・運営し、顧客の戦略的課題を解決するサービスです。

## (9) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

### ① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北 (盛岡市)、仙台 (仙台市)、郡山 (郡山市)、宇都宮 (宇都宮市)、高崎 (高崎市)、さいたま (さいたま市)、千葉 (千葉市)、柏 (柏市)、東京 (東京都新宿区)、関東Cvs (東京都墨田区)、八王子 (八王子市)、横浜 (横浜市)、厚木 (厚木市)、新潟 (新潟市)、金沢 (金沢市)、松本 (松本市)、浜松 (浜松市)、名古屋 (名古屋市)、四日市 (四日市市)、京都 (京都市)、大阪 (大阪市)、堺 (堺市)、神戸 (神戸市)、岡山 (岡山市)

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

### ② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャングデザインサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国 (ソウル特別市)
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是 (上海) 商務服務有限公司	本社	中国 (上海市)
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア (セランゴール州)
愛捷是 (広州) 商務服務有限公司	本社	中国 (広州市)
愛捷是 (北京) 商務服務有限公司	本社	中国 (北京市)
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国 (香港特別行政区)
AJIS (THAILAND) COMPANY LIMITED	本社	タイ (バンコク都)
株式会社ロウプ	本社	東京都新宿区市谷左内町5番地
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム (ホーチミン市)

## (10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内棚卸サービス	308名 (2,199名)	20名増 (234名減)
リテイルサポートサービス	137名 (2,375名)	増減なし (101名増)
海外棚卸サービス	400名 ( 477名)	11名増 (135名減)
合 計	845名 (5,051名)	31名増 (268名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名 (2,199名)	20名増 (234名減)	43.4歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。  
3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

## (11) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	20,000千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

## 2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,413,291株 (自己株式数2,357,909株を除く。)
- (3) 株主数 3,012名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社齊藤ホールディングス	1,883千株	22.4%
齋藤 昭 生	1,015千株	12.1%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	875千株	10.4%
齋藤 茂 男	407千株	4.8%
小 林 美保子	383千株	4.6%
齋藤 泰 範	255千株	3.0%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	148千株	1.8%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	120千株	1.4%
エイジス従業員持株会	115千株	1.4%
清 水 昭 順	100千株	1.2%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,357,909株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,939株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告18頁「3.(3)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載してあります。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 昭生	
常務取締役	高橋 一人	営業本部長兼営業企画室長
常務取締役	山根 洋行	管理本部長 エイジスコポレートサービス株式会社代表取締役
常務取締役	福田 久也	DO統括本部長
取締役	森 和弘	有限会社森総研代表取締役
取締役	鈴木 政士	株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役
常勤監査役	増子 泰由	
常勤監査役	鎌田 陽一	
監査役	船橋 茂紀	ノイエスト総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役森和弘および鈴木政士の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役増子泰由および監査役船橋茂紀の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役増子泰由氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2020年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、竹之下正夫氏は、取締役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役森和弘および鈴木政士の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森和弘氏、鈴木政士氏および社外監査役船橋茂紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額は、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内（株式発行総数は年3万株以内）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が2019年6月20日開催の取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

#### イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・ 報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、代表取締役社長と社外取締役との協議を通じて、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとします。

#### ロ. 基本報酬と変動報酬等に関する事項

##### 【取締役（社外取締役を除く）の報酬】

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬と変動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ・ 基本報酬は、役位毎に決定した固定報酬です。
- ・ 変動報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職務に応じて、全社業績、担当業績および経営施策の実行等に対

する達成度に基づき支給額を決定します。

- ・ 株式報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約1割を基準とした固定報酬です。勤務期間要件を定めた譲渡制限付株式として付与します。

（役員報酬構成）

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬
70%程度	20%程度	10%程度

【社外取締役の報酬】

- ・ 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

【監査役の報酬】

- ・ 監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

## 八. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- ・ 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、代表取締役社長と社外取締役との協議を経て定時株主総会後の取締役会にて決定します。
- ・ 株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- ・ 株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- ・ 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

## 二. 非金銭報酬等に関する方針

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において承認頂いた報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを2019年6月25日開催の第42回定時株主総会にて承認を頂きました。

金額として、年額2千5百万円以内といたします。現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役に対して当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内とします。その1株当たりの払込

金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする株式割当契約を締結するものとします。

## ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	144,631 (14,400)	96,101 (14,400)	42,658 (-)	5,871 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25,800 (15,000)	25,800 (15,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	170,431 (29,400)	121,901 (29,400)	42,658 (-)	5,871 (-)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、2020年6月24日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 基本報酬は役割・役位による固定となり、変動報酬にかかる業績指標は連結経常利益額、担当部門の業績指標(売上高・利益額・利益率等)、経営施策の実行等となります。当該指標を選択した理由は業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する指標であり、ステークホルダーと利益を共有するものとしたからであります。なお、当事業年度を含む売上高・経常利益の推移は「1.(6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 当社の変動報酬は、職位別の基準額に対して業績指標の達成率を乗じたもので算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「二. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付株式数は取締役4名に対し3,939株になります。
5. 取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
6. 上記の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額は、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内(株式発行総数は年3万株以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名です。
7. 監査役の金銭報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
8. 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内とし、取締役会にて決定します。変動報酬を決定するための各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価は代表取締役社長が行い、その評価の妥当性について社外取締役との協議を経たうえで取締役会に提出し、取締役会にて決定します。また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役森和弘氏は、有限会社森総研の代表取締役であります。当社は有限会社森総研との間には特別な関係はありません。

社外監査役船橋茂紀氏は、ノイエスト総合法律事務所の代表弁護士であります。当社は、ノイエスト総合法律事務所に所属する弁護士との間に法律顧問契約を締結しております。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ワールドの社外取締役および株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ワールドおよび株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森 和 弘	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に松下電器産業株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
鈴 木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特にキリンホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
増 子 泰 由	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。また当事業年度に開催された監査役会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
船 橋 茂 紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。また当事業年度に開催された監査役会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役全員の同意に基づく会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役および使用人（以下、「当社の取締役等」といいます。）ならびに当社子会社の取締役および使用人（以下、「当社子会社の取締役等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営理念および当社社内規程を遵守し、当社および当社子会社における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。なお、企業倫理・コンプライアンスの徹底に関しては、当社経営企画担当部署が実施します。
- ② 当社は、行動規範・ハンドブックを策定して使用人に配布するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施します。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応した相談専用窓口を設置しております。
- ④ 当社取締役は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社取締役が他の当社取締役および当社子会社取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに当社取締役会および当社監査役に報告します。
- ⑤ 当社社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

### (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に当社社内規程により所定の保存、管理および廃棄に関する事項を定めています。
- ② 当社取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できます。

### (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社および当社子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを分析し、リスクの報告体制、対処方法等を定めず。リスク管理委員会は、定期的に、リスク分析、報告体制・対処方法等の見直しを行い、その管理体制を整えていきます。
- ② 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

### (4) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- ② 当社は、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、取締役、常勤監査役および執行役員等が出席する会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的な事項等に係る意思決定を機動的に行います。
- ③ 当社は、当社社内規程において、業務分掌および職務権限を定め、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとります。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。

### (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、当社社内規程において、当社子会社が当社取締役会等の承認、報告を必要とする事項を定め、当社子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要な事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

### (6) その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。

- ② 当社は、当社子会社から、子会社の経営上の重要事項や業務執行状況、財務情報等の報告を受ける会議を定期的で開催し、グループの連携体制を構築します。
  - ③ 当社は、親子間での取引（利益相反取引）の適正および競業取引の適正を確保するため、当社取締役会で審議の上、決定しております。
- (7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社監査役職務の補助は、専任の使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）が担当します。
  - ② 当社監査役補助者の任命、異動および懲戒については、代表取締役社長と監査役会との協議の上、行います。
  - ③ 当社監査役補助者は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当取締役およびその他の使用人の指揮命令は受けません。
- (8) 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役が当社監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告します。当社子会社の取締役等および監査役から報告を受けた者についても同様とします。前記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対して報告を求めることができます。
  - ② 当社は、経営理念および当社社内規程の適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社監査役への適切な報告体制を確保します。
  - ③ 当社監査役は、当社監査役に対する当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役の報告体制について問題があると認めた場合、取締役および取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

- ④ 当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

### (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

### (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査役が効率的な監査を実施できるよう、当社監査役と当社内部監査担当部署の緊密な連携を確保する体制を構築します。当社監査役は、当社内部監査担当部署の実態を評価して、改善の必要があると認める場合には、当社取締役会に対しその整備を求めることができます。
- ② 当社監査役と弁護士、公認会計士等を含む外部専門家の連携体制を確保します。当社監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを受けることができます。

### (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

### (12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

### (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取り組みを行うという基本方針に基づき、当事業年度において取締役会を13回開催しており、審議の充実に努めております。

- ② 企業理念・コンプライアンスの徹底を率先して実行するという基本方針に基づき、「エイジスグループ 行動規範・コンプライアンスハンドブック」を当社の取締役等および当社子会社の取締役等に配布するとともに、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することにより、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ 公益通報者保護法に対応した相談専用窓口のほか、当社使用人が意見・提案を直接代表取締役社長に伝えることができる「Voice Box」を設置しており、当社の取締役が当社の問題や現場の変化をいち早く察知できる制度となっております。
- ④ リスク発生時においても損害の拡大を防止し、最小限に止める基本方針に基づき、リスク管理委員会を2回開催し、経営リスクの分析およびリスク防止策の検討・決定・実施を行い、リスクの低減に努めております。また、「災害対策マニュアル」を整備し、緊急時の対応などについて、当社使用人への周知を図っております。
- ⑤ 監査役の職務執行につきましては、当事業年度において監査役会を9回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証を行い、適宜経営に対して助言や提言を行っております。
- ⑥ 内部監査担当部署は、当社および当社子会社を対象に、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,582,390</b>
現金及び預金	13,296,108
受取手形及び売掛金	3,699,150
貯蔵品	46,235
有価証券	305,990
その他	234,906
<b>固定資産</b>	<b>6,954,410</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,947,053</b>
建物及び構築物	448,489
工具、器具及び備品	215,975
土地	1,276,394
その他	6,193
<b>無形固定資産</b>	<b>811,767</b>
のれん	77,667
その他	734,099
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,195,590</b>
投資有価証券	3,489,998
繰延税金資産	354,856
その他	350,735
<b>資産合計</b>	<b>24,536,800</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,835,404</b>
短期借入金	77,207
1年内返済予定の長期借入金	3,545
未払金	2,227,293
未払法人税等	1,164,008
未払消費税等	632,821
賞与引当金	435,462
役員賞与引当金	5,440
その他	289,625
<b>固定負債</b>	<b>69,772</b>
長期借入金	4,112
退職給付に係る負債	8,141
その他	57,518
<b>負債合計</b>	<b>4,905,177</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>19,247,434</b>
資本金	475,000
資本剰余金	502,232
利益剰余金	22,003,505
自己株式	△3,733,302
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>21,364</b>
その他有価証券評価差額金	93,917
為替換算調整勘定	△72,552
<b>非支配株主持分</b>	<b>362,823</b>
<b>純資産合計</b>	<b>19,631,623</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,536,800</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		27,966,137
売上原価		18,766,899
売上総利益		9,199,238
販売費及び一般管理費		4,478,270
営業利益		4,720,967
営業外収益		
受取利息	33,547	
受取配当金	8,324	
受取賃貸料	21,174	
物品売却益	7,823	
補助金収入	57,740	
その他	30,161	158,772
営業外費用		
支払利息	570	
為替差損	3,420	
賃貸費用	10,221	
その他	2,576	16,790
経常利益		4,862,950
特別損失		
固定資産除却損	2,333	
関係会社株式評価損	21,022	23,355
税金等調整前当期純利益		4,839,594
法人税、住民税及び事業税	1,686,233	
法人税等調整額	△136,412	1,549,820
当期純利益		3,289,773
非支配株主に帰属する当期純利益		102,260
親会社株主に帰属する当期純利益		3,187,513

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	475,000	498,213	19,421,423	△3,740,906	16,653,729
当期変動額					
剰余金の配当			△605,431		△605,431
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,187,513		3,187,513
自己株式の取得				△857	△857
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△401			△401
自己株式の処分		4,420		8,461	12,881
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	4,019	2,582,082	7,603	2,593,705
当期末残高	475,000	502,232	22,003,505	△3,733,302	19,247,434

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	47,637	△49,761	△2,124	257,615	16,909,221
当期変動額					
剰余金の配当					△605,431
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,187,513
自己株式の取得					△857
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△401
自己株式の処分					12,881
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	46,280	△22,791	23,488	105,208	128,697
当期変動額合計	46,280	△22,791	23,488	105,208	2,722,402
当期末残高	93,917	△72,552	21,364	362,823	19,631,623

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,168,597</b>
現金及び預金	9,492,518
売掛金	2,145,838
有価証券	305,990
貯蔵品	22,698
その他	201,551
<b>固定資産</b>	<b>7,614,257</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,866,619</b>
建物	436,529
構築物	6,904
車両運搬具	6,000
工具、器具及び備品	140,789
土地	1,276,394
<b>無形固定資産</b>	<b>725,764</b>
ソフトウェア	263,017
その他	462,746
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,021,874</b>
投資有価証券	3,489,998
関係会社株式	1,073,504
関係会社長期貸付金	234,075
繰延税金資産	250,543
その他	182,871
貸倒引当金	△209,119
<b>資産合計</b>	<b>19,782,854</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>3,098,042</b>
短期借入金	60,000
未払金	1,297,460
未払法人税等	821,122
未払消費税等	332,577
賞与引当金	320,766
その他	266,114
<b>固定負債</b>	<b>57,518</b>
その他	57,518
<b>負債合計</b>	<b>3,155,560</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>16,533,376</b>
<b>資本金</b>	<b>475,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>500,209</b>
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	10,729
<b>利益剰余金</b>	<b>19,291,469</b>
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	19,227,969
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	12,967,969
<b>自己株式</b>	<b>△3,733,302</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>93,917</b>
その他有価証券評価差額金	93,917
<b>純資産合計</b>	<b>16,627,294</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>19,782,854</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		16,765,782
売上原価		9,872,899
売上総利益		6,892,882
販売費及び一般管理費		3,173,370
営業利益		3,719,512
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	67,121	
受取賃貸料	46,853	
物品売却益	9,969	
その他	40,544	164,488
営業外費用		
支払利息	415	
賃貸費用	25,601	
貸倒引当金繰入	60,000	
その他	4,533	90,549
経常利益		3,793,450
特別損失		
関係会社株式評価損	21,022	
固定資産除却損	1,729	22,751
税引前当期純利益		3,770,699
法人税、住民税及び事業税	1,253,485	
法人税等調整額	△77,598	1,175,887
当期純利益		2,594,812

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	475,000	489,480	6,309	495,789	63,500	6,260,000	10,978,588	17,302,088	△3,740,906	14,531,971
当期変動額										
剰余金の配当							△605,431	△605,431		△605,431
当期純利益							2,594,812	2,594,812		2,594,812
自己株式の取得									△857	△857
自己株式の処分			4,420	4,420					8,461	12,881
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	4,420	4,420	-	-	1,989,381	1,989,381	7,603	2,001,404
当期末残高	475,000	489,480	10,729	500,209	63,500	6,260,000	12,967,969	19,291,469	△3,733,302	16,533,376

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	47,637	47,637	14,579,608
当期変動額			
剰余金の配当			△605,431
当期純利益			2,594,812
自己株式の取得			△857
自己株式の処分			12,881
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	46,280	46,280	46,280
当期変動額合計	46,280	46,280	2,047,685
当期末残高	93,917	93,917	16,627,294

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社エイジス  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 増田 涼 恵 ㊞  
公認会計士 井上 道 明 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社エイジス  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 増田 涼 恵 ㊤  
公認会計士 井上 道 明 ㊤

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。主要な事業所においてはオンライン会議ツールを活用したりリモート監査を導入して監査活動を実施いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。内部監査については、期初に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を求めました。また、監査指摘事項については監査役監査において適切に是正されているかを確認いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務経理部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する明らかな不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めますが、内部統制システムの運用については改善の余地があると認識しております。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社エイジス 監査役会

常勤監査役 増子泰由 ㊟  
(社外監査役)

常勤監査役 鎌田陽一 ㊟

監査役 船橋茂紀 ㊟  
(社外監査役)

以上





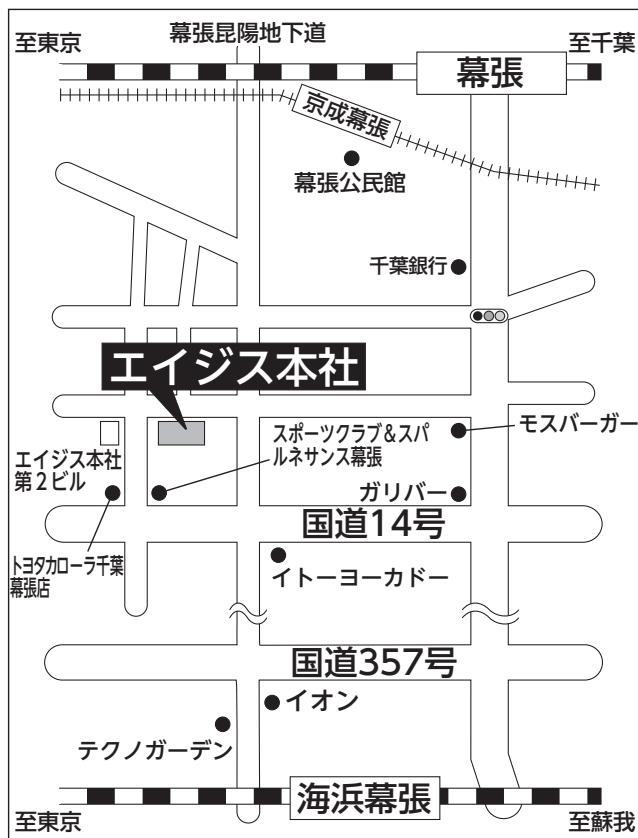
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

エイジス本社「大ホール」  
千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

## 交通

総武線「幕張駅」南口より | 徒歩約10分  
京葉線「海浜幕張駅」より | 車で約5分  
京成線「京成幕張駅」より | 徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。